



第九回臨時事項

第五〇回臨時会（一月二十六日）
昭和二十二年一月二十七日臨時会

天野 219

大学の地方委譲、自治尊重ならびに
中央教育行政の民主化に關する決議
（昭和二十二年一月二十六日）
第五〇回臨時会採択

- 一、省 略
- 二、省 略
- 三、省 略

四、教育を民主化し且つ広く国民文化の向上を図るため、中央教育委員会を設置するとともに、新たに文化省（仮称）を設け、学校教育、社会教育、体育、学術、芸能、宗教その他文化に關する一切の事項を管

掌し、現在の文部省はこれに統合すること。

五、中央教育委員会の組織および権限は左の如くする。

(1) 組織

中央教育委員会の定員は十五名とし、その選任は左の如き方法によることとする。

1. 委員 六名については、各都道府県内の教育委員会委員中より二名ないし五名（県の大小に準じ）の選挙人を選挙し、この選挙人が上二名の中央教育委員候補者を選定し、文化大臣（仮称）はその内より六名を指名する。

2. 中央委員中二名は、衆議院および参議院より、その議員中より各一名ずつを指名する。

3. 委員中七名は文化大臣（仮称）これを推薦し、国令の承認を得

ること。

中央教育委員の任期は四年とする。
但し、ノ号委員中の三名およびノ号委員中三名の最初の任期は二年とする。

委員は重任することができる。

(2) 権限

文化大臣（仮称）は左記の事項について中央委員会の審議を経るとを要する。

1. 学校教育に関する基本方針
2. 学校施設の基準
3. 教員資格の基準
4. 社会教育および文化事業に関する基本方針および援助
5. 教育予算の概算および国庫補助
6. 私立学校の設置廃止
7. 官立、私立大学に関する重要な事項
8. 委員会は一般に教育文化に関し、その意見を文化大臣（仮称）に建議することができる。

